

会 議 録

会議の名称	第8期 第1回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和4年5月11日（水） 午後6時から8時まで
開催場所	萌え木ホール A会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員（会長）、吉岡 博之委員（副会長）、石塚 勝敏委員、 加藤 了教委員、荒井 康善委員、鴻丸 恵美子委員、小根澤 裕子委員、 八木 香委員、木下 一美委員、永末 美幸委員、塚口 敏彦委員、 宮井 敏晴委員、立石 静子委員、丸山 智史委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 田中 麻子委員、渡邊 誉浩委員、高橋 徹委員、佐々木 由佳委員、 橋本 伸子委員</p> <p>（事務局） 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係係長 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期 第1回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第8期 第1回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

それでは、定刻になりました。開会前に3点確認していただくことがございますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目は、会議の公開についてです。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第8条に「協議会、委員会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って非公開とすることができる。」との規定がございますので、原則として公開となります。

2点目は、傍聴人の意見表明についてです。参考資料1をご覧ください。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領の第8条に傍聴人の守るべき事項が規定されておまして、その中に「会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。」とございます。

一方で、本市では、市民参加を推進するため、傍聴者のご意見も可能な限り取り入れるよう全庁的に取り組んでいるところです。そのため、参考資料2にありますとおり、傍聴人席に意見記入用紙を置きまして、意見がありましたらそちらに記入をしていただき、参考にしたいと思います。

3点目は、会議録の公開及び記録用の録音についてです。小金井市市民参加条例第7条第1号に基づき、会議録は公開させていただきます。また、会議録の作成にあたっては、正確をきすため、録音させていただきますので、ご了承くださいと思います。なお、会議録は作成後、委員の皆様へ送付しますので、目を通して内容を確認していただき、内容の修正等がございましたら、直接、事務局にお申し出いただきますよう、お願いいたします。その確認をした後に公開したいと思います。

この3つのことはよろしいでしょうか。

<異議なし>

どうもありがとうございます。確認は、以上になります。

(事務局)

お待たせいたしました。ただ今から第8期小金井市地域自立支援協議会第1回を開催いたします。

なお、現時点におきましては、委員の委嘱が行われる前なので、正式には地域自立支援協議会ではございませんが、委嘱も含めまして、地域自立支援協議

会に準じた会議と位置づけまして、進行させていただきます。

また、会長が決まるまで、事務局が進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Webと対面の併用で会議を行います。どうぞ協力をお願いいたします。

それでは、小金井市長より挨拶をさせていただきます。

次第1 市長挨拶

(小金井市長)

皆様、こんばんは。ご紹介いただきました小金市長の西岡真一郎でございます。

本日は、大変ご多忙のところ本協議会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より、小金井市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、このたびは、小金井市地域自立支援協議会委員を、ご快諾・お引き受けいただきまして厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。継続して協議会の委員に、多くの方にご就任いただきましたとともに、新たにご就任いただいた方もいらっしゃいます。どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。

皆様ご承知の通り、この協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第89条の3の規定によりまして、障害者、障害児の地域生活を支えるための体制の整備を図るために、設置することが努力義務とされているものでございます。

小金井市におきましては、平成19年度に設置され、平成20年1月30日に第1回協議会が開催されました。以来、14年が経過いたしました。1期2年、第7期までが終了いたしまして、本日お集まりの皆様が、第8期目の委員となります。

これまでの14年間、皆様の前任である歴代の委員の方々には、小金井市の障害福祉施策に係る様々なご協議をいただいていたところでございます。

平成27年5月には、障害者差別解消条例の制定について発議をいただきまして、その後議論を積み重ね、私も市長といたしまして、条例制定の意思を固め、平成30年10月1日には初めて、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が施行されました。

この日は折しも、市制施行60周年を迎えた日と同日となりました。

同条例につきましては、昨年10月に施行後3年が経過したことを機に、第7期の委員の方々にご協議をいただきまして、見直しを行い、令和4年4月1日に改正することができました。

第7期の加瀬会長、吉岡副会長をはじめ、委員の方々には、限られた期間で大変密度の濃い協議をしていただきました。感謝しております。本当にありがとうございました。お陰様で、市議会でも全会一致で可決をされました。この場をお借りいたしまして改めてお礼申し上げます。大変ありがとうございます。

この改正条例の中でも規定しているのですが、合理的な配慮に関しまして、令和4年度から新たに、事業所等が障害のある方へ、合理的な配慮を提供するための費用を助成するという新しい制度をスタートいたしました。

本日は、この協力していただける事業所の皆様方が店舗などで張り出す、そのステッカーを、実は4月中に市民公募させていただきまして、素敵な応募がございました。

後ほど委員の皆様方にもご覧いただきまして、ぜひ様々なご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本協議会では、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の策定にも携わっていただいているところであります。

第8期の委員の皆様には、令和6年度からの6年間を計画期間とする小金井市障害者計画と、その前半の3年間を計画期間とする第7期障害福祉計画の策定に携わっていただくこととなります。

障害者計画は、国や東京都の指針等を踏まえたうえで、小金井市における障害者のための施策に関する基本的なことを定める計画であり、今後の小金井市の障害者施策において大変重要なものとなります。

どうぞよろしく願いいたします。

第8期の皆様にはこの他にも、関係機関等によるネットワークの構築、障害者差別解消条例の次回見直しに向けた検討など、様々なことにご尽力いただくことになると思います。

ぜひ、それぞれの委員の皆様方のこれまでの様々な貴重なご経験や、いろいろな気づきなど、また様々な思いを結集していただきまして、活発なご協議をいただき、今後も本市の障害福祉行政にお力添えをいただくことをお願いいたします。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。皆様どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、会議に先立ちまして配布資料の確認をさせていただきます。本日、机上に配布しておりますのは、

第1回小金井市地域自立支援協議会（第8期）次第
資料1 小金井市地域自立支援協議会設置要綱

- 資料 2 第 8 期小金井市地域自立支援協議会委員名簿
 - 資料 3 小金井市地域自立支援協議会第 7 期（令和 2・3 年度）報告書
 - 資料 4 令和 4 年度小金井市地域自立支援協議会 開催予定
 - 資料 5 各部会員の構成案（第 8 期地域自立支援協議会メンバー／差別解消委員会（案））
 - 資料 6 令和 4 年度小金井市地域自立支援協議会のスケジュール
 - 資料 7 障害者計画・第 7 期障害福祉計画策定に係るスケジュール（案）
 - 資料 8 保健福祉総合計画等について
 - 資料 9 障害者計画・第 5 期障害福祉計画（障害者計画の部分のみ抜粋）
 - 資料 10 小金井市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査票
 - 資料 11-1 合理的な配慮の提供をした事業者へのステッカーデザインの
選考方法・選考票
 - 資料 11-2 ステッカー候補作品一覧表
 - 参考資料 1 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領
 - 参考資料 2 傍聴者用意見・提案シート
 - 参考資料 3 差別解消相談の流れ（フロー図）
 - 参考資料 4 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金
井市条例逐条解説
- 承諾書

資料等は以上です。不足しているものがございましたら、お知らせください。

なお、本日机前にお配りしました承諾書には お帰りまでに住所・氏名等ご記入いただき、また、事前に郵送しました謝礼の口座振込依頼書と併せまして、お帰りの際、事務局へ提出をお願いいたします。

次第 2 委嘱状交付 (事務局)

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。次第 2 の「委嘱状の交付」を行います。

市長お願いいたします。

(小金井市長)

委嘱状、八木香様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。期間、令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで。令和 4 年 5 月 1 日、小金井市

長西岡真一郎。よろしく申し上げます。

委嘱状、木下一美様、小金井市地域自立支援協議会に委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、永末美幸様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、吉岡博之様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、加藤了教様、小金井市地域自立支援協議会の委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、小根澤裕子様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、宮井敏晴様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、荒井康善様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、鴻丸恵美子様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、塚口敏彦様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、丸山智史様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、加瀬進様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状 立石静子様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

委嘱状、石塚勝敏様、小金井市地域自立支援協議会委員を委嘱する。

以下同文です。

(事務局)

Webで参加の方、本日欠席の方には、後日委嘱状を送付させていただきます。よろしくお願いたします。

申し訳ありませんが、市長は他の公務のためここで退席をさせていただきます。

(小金井市長)

皆様、よろしく申し上げます。

次第3 委員・事務局の自己紹介

(事務局)

では次に次第3、委員・事務局の自己紹介です。

本日、畑委員、佐々木宣子委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

では自己紹介ですが、まず会場の八木委員より時計回りで1人ずつ自己紹介をお願いいたします。

(八木委員)

公募市民の八木です。初めて委員をさせていただきます。不慣れなこともあると思いますが、よろしくお願いいたします。

(木下委員)

7期から引き続き、委員をやらせていただきます聖ヨハネ会の木下です。よろしくお願いいたします。

(永末委員)

私も7期の途中から就任いたしまして2年目になります。就労移行支援ミレ一の永末と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉岡委員)

7期より引き続き委員を務めさせていただきます、さくら会の吉岡と申します。

よろしくお願いいたします。

(加藤委員)

私も7期から引き続き委員を務めさせていただきます小金井市精神障害者家族会あじさい会と言いますけれども、あじさい会の加藤です。よろしくお願い致します。

(小根澤委員)

今期より委員を務めさせていただきます、かみるれ・くらぶの小根澤と申します。今回、初めてなので、皆様の机の上に水色のチラシというか、グループの案内を置かせていただきました。保健所、まだ小金井保健所がありました頃に、保健師の方にご助力いただきまして、グループを立ち上げて、今まで活動しており

ます。今年からよろしく願いいたします。

(宮井委員)

就労支援センター・こころの委託を受けております、特定非営利活動法人リンクの宮井と申します。よろしく願いいたします。

(荒井委員)

小金井市聴覚障害者協会の荒井康善と申します。よろしく願いいたします。

(鴻丸委員)

今期から務めさせていただきます。多摩府中保健所の鴻丸と申します。よろしく願いいたします。

(塚口委員)

小金井市商工会理事を務めさせていただいております塚口と申します。今期からの参加になります、よろしく願います。

(丸山委員)

小金市教育委員会指導室統括指導主事の丸山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(加瀬委員)

東京学芸大学の加瀬と申します。第7期に続いて2期目の委員となります。どうぞよろしく願いいたします。

(立石委員)

7期より引き続き委員を務めさせていただきます民生児童委員の立石と申します。よろしく願いいたします。

(石塚委員)

7期の2年目からお世話になっております、小金井市権利擁護センター、社会福祉協議会の職員です。石塚と申します。よろしく願いいたします。

(事務局)

会場参加の委員の方ありがとうございました。次にWeb参加の方、順に自己紹介をお願いいたします。

小金井ひがし地域包括支援センターの高橋委員をお願いします。

(高橋委員)

小金井ひがし地域包括支援センターの高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。今期から務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

次に民間保育園園長連絡会から推薦で入られた橋本委員をお願いします。

(橋本委員)

7期から引き続いて委員をさせていただきます、グローバルキッズ小金井第2保育園の橋本です。よろしく願いいたします。

(事務局)

次に小金井私立幼稚園協会から推薦で委員になりました佐々木由佳先生をお願いします。

(佐々木委員)

私も7期より引き続き、務めさせていただきます。東京都私立幼稚園協会の代表として参加させていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

では、小金井身体障害者相談員の田中委員をお願いします。

(田中委員)

田中麻子と言います。よろしく願いいたします。

(事務局)

では、最後に小金井市精神障害者地域支援協議会の渡邊委員をお願いします。

(渡邊委員)

今期から委員を努めさせていただきます。地域生活支援センターそらの渡邊と申します。よろしく願いいたします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。以上で委員の自己紹介を終了させていただきます

ます。

引き続きまして、この協議会における事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局は小金市役所自立生活支援課が担当いたします。

<小金井市自立生活支援課長、障害福祉係長、障害福祉係主任の紹介>

(事務局)

また、自立支援協議会の運営につきましては、小金井市障害者地域自立生活支援センターに委託を行っており、開催通知や会議録・資料の作成等をお願いしています。

小金井市障害者地域自立生活支援センターは、小金井市障害者福祉センター内に設置されている相談支援を行う機関です。

<センター長、職員の紹介>

(事務局)

では、各議題を始める前に、地域自立支援協議会につきまして、お話させていただきます。

地域自立支援協議会は資料1の「小金井市地域自立支援協議会設置要綱」の第1条にありますように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる障害者総合支援法）の第89条の3の規定に基づき、設置されています。

資料1の5ページ目【参考】として条文を記載しております。

また、資料1の1ページ目「小金井市地域自立支援協議会設置要綱」の第3条に協議事項が規定してありますので、そちらもご覧ください。

また、本協議会は、資料2の委員名簿のとおり、全部で22人の委員で構成されております。弁護士（市長が必要と認める者）の幡野委員は差別解消委員会のみ参加となります。

4 会長・副会長の互選

(事務局)

それでは次に進ませてもらいたいと思います。

次第4、会長・副会長の互選を行いたいと思います。まず、会長の互選についてです。

会長の選出につきましては、資料1 小金井市地域自立支援協議会設置要綱第5条第1項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

石塚委員、お願いします。

(委員)

はい、推薦が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

ただ今、推薦でとの発言をいただきました。どなたかご推薦いただけますか。

(委員)

はい。

(事務局)

石塚委員、お願いします。

(委員)

経験が豊富で、専門分野に学識があり、第7期における実績がある学芸大学教授の加瀬先生がよろしいと思いますが、いかがですか。

<拍手>

(事務局)

ありがとうございます

皆様から会場の方で拍手をいただきましたが、Webの皆様はいかがでしょう。

はい、皆さんからのご意見をいただいて、拍手をWebの方もいただいておりますので、それでは加瀬委員にお願いをするということでご確認いただきました。ここで会長に交代させていただきたいと思います。加瀬会長よろしく願いいたします。

(会長)

今、ご推薦いただきまして、第8期も自立支援協議会の会長を務めさせていただくことになりました加瀬でございます。

自立支援協議会については二点、お話をさせていただこうかなと思います。

大きく言えば、小金井市の障がいのある人たち、子どもに関する様々なサービスがどれほど充足しているのか、していないのか。していない場合には、自立生活支援課と協力をして、力を合わせながら必要な財源を市の方に求めていく。そのためには、様々な立場から集まっていた皆さんのそれぞれのネットワークの中で見えてきている、足りないところ、充足しているところを持ち寄って、それを皆で共有しながら、ということでございますので、ぜひ皆さんの、今見えない向こう側にいらっしゃる、背中で背負ってらっしゃる方々を念頭に置いていただきながら、時にはそういう情報をぜひ整理していただきたいなということも出てくると思います。どうぞよろしく願いいたします。

初めて委員になられる方が、6名、7名いらっしゃいますかね。しばらく戸惑うこともあるかどうかと思いますが、皆さんのネットワークの方を是非、協議会の方に届けていただければというふうに思います。

もう一つ、この後に事務局の方から話があるかと思いますが、第8期は、なかなか大きな役割を担うことになります。障害者計画、障害福祉計画というものを策定する。似たような言葉ですが障害福祉計画が障害者総合支援法に基づいて、各市がどのぐらいの量のサービスをやるのかっていう積算をするもの。障害者計画の方は、市政、市の長期計画ということに、きちっと意味づけながら、市がどういうふうな障害者福祉をこれから、さらに整備をしていくかという、かなりオフィシャルな計画ということになります。

このちょうど第8期の2年間は、その大役を担うということになっておりますので、ぜひ皆さんのお力添えをいただいて、良い計画を自立生活支援課、市長を通して、市民の皆さんにお届けしたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

次に、副会長の互選についてということになります。引き続き副会長の選任をする必要があるということなので、副会長につきまして、自薦他薦を問わずどなたかいらっしゃいませんか。

(委員)

はい

(会長)

木下委員お願いします。

(委員)

会長の互選と同じく推薦が良いのではないかと思うのですが、いかがですか。

(会長)

ただいま推薦でのご発言いただきました。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

委員お願いします。

(委員)

第7期において副会長として実績がある吉岡委員はいかがでしょう。社会福祉事業においても豊富な経験がおありなので、吉岡委員が良いと思います。皆様いかがでしょう。

<拍手>

(会長)

司会をするまでもなく、万雷の拍手という事で、吉岡さんよろしく願いいたします。

吉岡副会長の方からも一言ご挨拶をいただいでよろしいでしょうか。

(副会長)

ただ今、副会長の方に推薦をしていただいた吉岡でございます。先ほど会長がおっしゃっていましたように、日々日常的な課題を協議しながら大きな計画を立案に関わっていくという今期の協議会ですので、皆様の意見をちょうだいしながら、スムーズな進行ができればと思っております。よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、次第5の議題に入ります。「議題(1) 会議録について」、事務局から説明をお願いします。

次第5 議題

1 会議録について

(事務局)

会議録につきましては、市民参加条例施行規則第5条には「会議録作成の基本方針」として、①全文記録、②発言者ごとの要点記録、③会議内容の要点記録という3つの方法があり、各附属機関等に諮って決めるということになっております。

また、市民参加条例施行規則第6条第1項には「会議録の記載事項」が記載されており、同条第2項には「率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。」と規定されています。

第7期は、①の全文記録に近かったですが、正式には②発言者ごとの要点記録のかたちをとり、率直な意見の交換等を行うために、発言者名が特定されないよう、記載を省略しておりました。

(会長)

ただいま事務局から説明がありましたように、①全文記録にするか、②発言者の発言内容ごとの要点記録か、③会議内容の要点記録か、という3つの選択肢があります。

どのようなかたちでいきましょうか。

<意見なし>

(会長)

ご意見がないようであれば、第7期にあわせて②発言者ごとの要点記録とさせていただきますと思います。よろしいですか。

<異議なし>

(会長)

では、事務局の方から続いてお願いいたします。

(事務局)

会議録につきまして、もう1点委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

委員から、障がいがあり、体調により意見を求められても即時に対応するのが難しいことがあるとのお話がありました。当日体調が悪くその場で意見が出せない方に対し、体調が整った時点で改めて意見を出す機会を与えることは、合理的な配慮の一つであるとも言えると思うので、協議会の中で議論されたことに関し、後日意見をいただいた場合については、協議会上での意見として扱い、協議会における合意ないし結論に支障がないよう事務局で調整のうえ、議事録に加えることを提案させていただきます。

(会長)

一人ひとりの状態に合わせてながら、会議への参加を保障するという、そういう手だてということでございますが、ご意見等ございますか。このかたちで進めさせていただくということによろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、「議題(2) 第7期地域自立支援協議会からの引き継ぎ事項」について、事務局から説明をお願いします。

2 小金井市地域自立支援協議会（第7期）からの引き継ぎ事項

(事務局)

それでは、第7期地域自立支援協議会からの引き継ぎ事項について報告をさせていただきます。

資料3の実績報告書につきましては、第7期の令和4年3月の全体会で委員の皆様からいただいたご意見を反映し、事務局で作成したものになります。

それぞれ全体会や専門部会で協議された内容が掲載されております。時間の関係で全ては読み上げられませんが、13ページ、14ページには、第7期からの引き継ぎ事項を掲載しております。

第8期の地域自立支援協議会におきましては、特に全体会への引き継ぎ事項において、障害者計画の理念や課題の整理と一緒に、地域の関係機関等によるネットワークの構築や、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しに関連した取り組みの検討を行っていくことが必要であるとのご意見をいただきました。

(会長)

ありがとうございます。何かご質問があればお願いします。結構分厚い内容です。初めての皆さんはこなすのが大変かと思いますが。個人的には、イラストでカラフルになったと思います。かわいらしく、あったかい感じになったと思います。

どういたしましょうか。今、ご意見いただくのが良いと思うのですが、初めての方には、もしご意見があれば、改めて事務局の方に届けさせていただくというカタチも含め引き取らせていただければと思いますがよろしいですか。

<異議なし>

(会長)

そうしましたらまた改めて第7期を報告書の方に目を通していただき、ご意見があれば、事務局の方に寄せていただくということで、このところは終了というふうにさせていただきたいと思います。

(会長)

では、次の議題に移りたいと思います。「議題(3) 専門部会について」、事務局から説明をお願いします。

3 専門部会について

(事務局)

専門部会について説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

専門部会は小金井市地域自立支援協議会設置要綱の第7条第1項に、「協議会の下に、協議事項について具体的な調査及び研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。」とあり、第7期では、相談支援部会、生涯発達支援部会、社会参加・就労支援部会の3部会で実施していました。

毎月、午後5時から開催し、2時間程度の専門部会、その後に部会長のみ15分の合同部会として、協議を行っておりました。

また、同要綱の第7条第2項に「専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する者をもって構成する。」とあり、同条第5項に「部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。」とあり、専門部会は会長によって組織されることとなります。

また一方で組織された部会については、同条第7項に「部会長が招集する」とありますので、全ての部会を同日に行う必要はない状況であり、開催日や開催回数は自由であり、部会長に任されている状態となっています。

しかしながら、本年は障害者計画の策定のため、専門部会が割り当てられている日程においても、計画策定のご協力いただきたく、資料4のように会議室を押さえているところです。

会議の開始時間につきましては、会議室の空き状況により、本日もそうですが、7月、9月、10月も開始時間が午後6時となりますので、ご了承ください。

(会長)

冒頭にご挨拶させていただいたときに申し上げましたように、今期は障害者計画ということがメインになりますので、できるだけ専門部会の皆さんが同じ日に集まって部会ごとの話題があるにしても障害者計画の話を詰めていただくということなので、こういうかたちで進めさせていただければと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

ちなみに資料4ですね、私、昨年、第7期が初めてだったのですが、専門部会の場所がころころ変わるのですね。会議を行う部屋に注意していただきたいと思います。会議室の予約時間ではなくて開催予定時間を見ていただくということでお願いします。資料4に書かれておりますような日程で進めさせていただくということになります。事務局の方よろしいですか。

(事務局)

第8期における各部会については、第7期と同様に、相談支援部会、生涯発達支援部会、社会参加・就労支援部会の3部会でご提案をさせていただきます。第7期の各部会の協議内容の経過につきましては、資料3の5ページから13ページにあります。また、第8期への引き継ぎ事項につきましては、14ページにありますので、ご確認ください。

(会長)

ただいま事務局からも提案がありましたが、第8期は3部会で実施していくということでよろしいでしょうか。

<同 意>

(会長)

それでは、部会については、相談支援部会、生涯発達支援部会、社会参加・就労支援部会の3部会で実施していきたいと思います。

この3部会の委員の分け方について、事務局から何かございますか。

(事務局)

資料5に各部会員の構成案を掲載させていただきました。

各部会のメンバーは、様々にバランスをとりながら、各専門部会へ配置する案を提出させていただきました。

なお、小金井市地域自立支援協議会設置要綱の第7条第2項「専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する者をもって構成する。」とありますので、記載された部会以外に参加されたいという方がいらっしゃれば、この場でお申し出いただき、ご協議のうえ、会長により決定していただきたいと思えます。

また、それぞれの部会長につきましては、専門部会の内容を全体会で報告し、全委員にお諮りすることから、会長・副会長に部会長を兼任いただきながら進めることを提案したいと思えます。

そのため、相談支援部会については吉岡副会長、生涯発達支援部会については加瀬会長に部会長をお願いすることを提案します。

一方で、社会参加・就労支援部会の部会長につきましては、第7条第5項に「部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。」とありますため、会長からご指名をお願いします。

(会長)

第7期で実績のある石塚委員をお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

<拍手>

(会長)

部会案が出ていますが、記載された部会以外に参加されたいという方がいらっしゃれば、この場でお申し出いただければと思えます。Web参加の委員の皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

資料5の「案」を取っていただいて、このまま進めていくということでお願いいたします。

それではまた、いったん事務局に返したいと思えます。

(事務局)

では続きまして、差別解消委員会についてお伝えをいたしたいと思います。
資料5の右側の表をご覧ください。

小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条の2の第2項に「委員会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。」とあります。

第7期の差別解消委員は会長・副会長・部会長・他の2名の委員と弁護士で組織しました。第8期は、会長・副会長・部会長と弁護士を差別解消委員に指名することを提案させていただき、他の2名の委員につきましては、委員の皆様のご希望をお聞きするかたちを取らせていただきたいと思います。

差別解消委員会の役割は、参考資料3をご覧ください。差別解消相談の流れ(フロー図)になります。参考資料3の5に、「市長は、調査の結果、必要があると認めるときは、差別解消委員会に対し、助言・あっせんを行うことについて意見を求めるものとする。」とあり、差別に該当すると思われる事案が発生した時に、必ず委員会に出席していただくこととなります。

差別に該当すると思われる事案を適切に解決するために、必要な助言又はあっせんを行うことに関する規定については、参考資料4障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例逐条解説の27ページ、条例第16条第1項に規定がありますので、お時間のある時にご確認ください。

(会長)

第7期も私、吉岡副会長、石塚委員が各部会長を務めさせていただきましたので、同様にこの差別解消委員会の方にも入らせていただきました。

それ以外にも、委員の方にぜひ入っていただければということなのですが、今日この場でということも難しいかと思えます。事務局に確認したいのですが、この未定のところは、今日必ず決めなければいけないのでしょうか。

(事務局)

今日必ず決めなくても大丈夫です。少しの時間を取ることができます。

(会長)

Web参加の皆さんも含めて、今の時点でぜひという方がいらっしゃれば、声を上げていただければというふうに思います。

<立候補なし>

特に今の段階ではいらっしゃらないようなので、ちょっと時を改めまして事

事務局の方とご相談させていただいて、互選・他薦を含めて改めて検討させていただきたいというふうに思います。

特に大きな事案がなければ、年度末に1回開催ということになるのですが、差別解消に関する事案が出てくれば、当然この会議を開かなければならないということもあって時間的にゆっくりできるものではないので、私の方で一任を取らせていただくというかたちで進めさせていただきたいと思います。

(事務局)

例年ですとここで、部会ごとに集まってお話し、自己紹介を行い、部会長不在時に部会の進行をお願いする副部会長と書記を決定していただくところです。本日は、コロナ禍でこの協議会にWeb参加されている方も多数いることから、各部会の副部会長と書記になる方につきましては、次回の6月の専門部会で始めに決めていただければと思います。書記については、記録係として毎回同じ方ですと大変ですので、第7期と同様に、部会長以外は輪番制で書記になっていただくようなかたちで進めていただければと思います。よろしいでしょうか。

(会長)

これにつきましては、専門部会の進め方という、スタンダードなかたちなので、このかたちで進めさせていただきたいと思います。

(事務局)

もう一点追加があります。先ほどの議題1の会議録の件について、委員からご意見があって、当日ご意見が言えないときに後日ご意見いただいたことを会議録に協議会の意見として載せるというお話をさせていただいたのですが、障がいの有無に関わらず、委員の皆さんどなたでも体調の悪い場合があると思いますので、全ての委員に共通して、そのようなかたちにしてほしいとのお願いがありました。

(事務局)

補足の補足で、今のような意見が委員からチャットで寄せられたのでお伝えさせていただきました。

(会長)

委員、貴重な意見ありがとうございます。

(会長)

では、「議題(4) 令和4年度の協議について」です。事務局から説明をお願いします。

4 令和4年度の協議について

(事務局)

それでは、「令和4年度の協議について」です。

まず、資料6をご覧ください。令和4年度のスケジュールとなっております。

第8期の地域自立支援協議会の令和4年度、令和5年度におきましては、障害者計画の策定がメインとなります。令和4年度の各専門部会では、協議時間2時間のなかで、「障害者計画の策定」と「部会ごとの課題」の2つの内容を協議していただきたいと思っております。2つの協議内容につきまして、それぞれ全体会で共有するかたちをとりたいと考えております。

障害者計画策定につきましては、資料7をご覧ください。

令和4年度の協議事項につきましては、9月までは現在の障害者計画を確認しながら、アンケート調査票の内容を検討していくこととなります。10月以降は地域課題の整理等を行い、調査結果の分析ができ次第、3月ごろから計画素案の作成ができればと考えております。

(事務局)

ここで令和4年度のスケジュールの説明に伴い、委員の皆様にお支払いしている謝礼の件につきましてご説明いたします。

謝礼につきましては、要綱では全体会のみと規定されていますが、障害者計画の策定にあたり特別に予算措置を行い、お支払いをさせていただきます。令和4年度は全体会と障害者計画について協議した専門部会に謝礼をお支払いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

専門部会の後にまた全体が集まるというのは、部会長だけが集まって、それぞれの専門部会での話を共有するということとなりますので、誤解のないようお願いいたします。

次に、資料7に策定に関わるスケジュールが出ています。令和4年度にアンケート調査とこの協議会で整備をする地域課題という素材を持って、令和5年度に本格的に協議をすることとなります。

そういう意味では、令和4年度に行う調査票にもっと盛り込むことはないの

か、あるいは地域課題の整理はどうしたらいいのかということが、どれだけ充実するかどうかというのが障害者計画の内容に大きく関わってくる。いわばデータを集める年ということになります。この点は皆さんと共有できればと思っています。

進め方大きい枠組みについて何かご質問等々があれば、受けたいというふうに思います。あくまでも、今日は大きい枠組みをこういうかたちで進めてゆくことの共有ということになります。よろしいでしょうか。

(会長)

では、「議題(5) 障害者週間スペシャルイベントについて」です。
事務局から説明をお願いします。

5 障害者週間スペシャルイベントについて(令和4年12月3日(土)開催) (事務局)

例年、障害者週間につきましては実行委員会形式で、どのように行っていくかを検討していただいております。

今年度につきましては12月3日(土)がスペシャルイベントの日となっております。今年度についても障害者週間実行委員会にお願ひさせていただき、午前中については自立支援協議会が使用させていただく予定です。

そのイベントの内容については、今後の自立支援協議会の中で提案等をいただきたく思っています。

付け加えまして、当日の午後についても、障がいの理解啓発のための障害者週間イベントを行う予定ですので、ぜひとも、地域自立支援協議会の委員の皆様もお誘い合わせの上、ご参加をお願いしたく思っています。

そのうえで、前年度は自立支援協議会から、障害者週間実行委員会にお二人の方にご参加いただきました。

今年度も自立支援協議会から実行委員としてどなたか参加いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

(会長)

どなたか参加希望の方いらっしゃいますか。

(委員)

実際に実行委員になってどのぐらいの頻度でその会に参加しなければいけないのでしょうか。

(事務局)

基本的には障害者週間のスペシャルイベントまでに毎月第3木曜日の4時から5時まで、1時間会議を行っております。

ただ、ご都合が悪い場合は参加できないということであっても、当日12月3日の前日の準備とか当日に参加していただくという方もいますので、そちらはご都合のつく限りの範囲でということで大丈夫だと思います。

(委員)

第三木曜日が、仕事のいつも全体会議が行われています。その仕事の調整次第で参加できるか、できないかというところです。

(会長)

もしよろしければ委員の方がそういう思いを持っていただいていることと、実際に調整が必要ということで、一旦、今日はここまでにさせていただくということでもよろしいでしょうか。

それから、他もう1名の方がいかがでしょうか。

皆さん、お忙しい方々ばかりなので、会議にフル参加をしなければいけないなんてことを考えていたら当然無理なので、事前に意見を寄せるだとか、そこで出た意見に対して共有させていただきながら、意見を言うだとかっていうかたちで進めさせていただくっていうことで問題なからうかというふうに思います。委員の皆様に参加をご検討いただければというふうに思います。

(会長)

では、よろしいでしょうか。最後の議題「議題(6) その他」に入ります。

その他、委員の皆さん、または事務局から何かございますか。

6 その他

(事務局)

一点、提案があります。合理的な配慮の提供について、事業者に補助金を市から出すような事業を令和4年の4月から始めたのですけれども。

その事業に参加をされて、合理的な配慮、例えば、スロープをつけたりとか筆談ボードを用意したりとかをしたお店にステッカーを、市の方から差し上げて貼っていただくということを今、しようとしています。

募集をかけて応募が15点ありました。机上にお配りした、資料11-2になります。

こちらの方のステッカーデザインの選考については、資料11-1をご覧ください。

こちらの事前審査を自立支援協議会の委員の皆様をお願いしたいと思います。

資料11-1の概要のところにありますが、令和4年5月26日に小金市長等を委員とする選考審査会委員で選考審査を、審査会で行います。今回15点あるうち事前審査で選んでいただいた作品の中から1点をデザイン案として決定する予定です。

資料11-1の2枚目、投票候補作品選考表をご覧ください。

ステッカーにふさわしいと思う作品を5点まで選んでください。

もし万が一、ステッカーにはふさわしくないという作品がある場合は、番号と理由もあわせて記入をお願いいたします。

令和4年5月18日來週の水曜日までに自立生活支援課の方に、下書いてあるメールアドレスのところに選考票に記入して送り返していただければと思います。

以上です。

(会長)

選考票を送り返すというのは、電子ファイルで送ってもらったものを送り返すということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

当初、あまりに数が多かった場合に、数をしぼることをまずは想定しておりました。ただ実際には募集したところ、応募が15点ということですので数をしぼるという目的ではなく、まず、ふさわしくないものがないのかということの前確認と、数については、僅差であればそのままというようなかたちで数についてはこの場で決めずに、後ほど出た結果に合わせて事務局の方で調整のうえ、会長一任で決めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(会長)

18日締め切りということで、特に電子ファイルで記入して添付で送ってということに支障のある委員の方はいらっしゃらないという理解でよろしいですか。

(事務局)

Web参加の方はいかがでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

今日欠席されている委員の方にも一応確認をさせていただいた上でというふうに思います。

「小金井市合理的な配慮提供店」という言葉はもう確定ということによろしいでしょうか。それでは議題の追加ということで、ステッカーデザインの投票をよろしく願いいたします。

以上になりますけれどもその他委員の皆さんあるいは事務局の方からございますか。

(委員)

先程のステッカー案なのですが、11番目の所の中にQRコードが入っている。どこに飛ぶのでしょうか。

(事務局)

11番のステッカー案の、QRコードについての説明です。こちらは応募者の意図としては、合理的な配慮を提供しているお店の一覧みたいなものをリスト化して、例えばそれが市のホームページに載った場合に、そこに飛ぶようなかたちを想定していただいているようでございます。現状はサンプルとして障害者差別解消条例を紹介している本市のホームページがあるので、そこを参考にサンプルとして作ってくれているようでした。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

今、読み込んでみたら、「共に学び共に生きる小金井市をめざして」に飛ぶイメージだということですね。

(事務局)

本日窓際の後ろのところに、15点の作品の原本を展示させていただきましたので会場にお越しいただいている方でお時間ありましたら見て帰ってください。

(会長)

そうしましたら議題は以上ということですので、次第6に進みたいと思います。「次第6 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

次第3 報告事項

1 障害者計画について

(事務局)

障害者計画・障害福祉計画につきまして、説明をさせていただきます。

資料8をご覧ください。保健福祉総合計画等になります。

小金井市保健福祉総合計画は、第5次小金井市基本構想・前期基本計画に基づく計画であり、地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の4計画を1冊にまとめ、市が目指すべき保健福祉のあり方を示す計画書です。

平成30年3月に地域自立支援協議会のご意見をいただきながら、「障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」を策定していただきました。計画期間は障害者計画が平成30年度から令和5年度、第5期障害福祉計画が平成30年度から令和2年度となっています。

第7期の地域自立支援協議会の皆様にご協力をいただき策定しました第6期障害福祉計画につきましては、計画期間は、令和3年度から令和5年度となります。

令和4年度は、次期障害者計画のアンケート調査を行い、それを基に、令和4年度、5年度にかけて、障害者計画、第7期障害福祉計画を策定します。

資料9の障害者計画をご覧ください。表紙に「障害者計画・第5期障害福祉計画」とありますが、障害者計画の部分のみ抜粋しています。新規委員には保健福祉総合計画の冊子をご自宅に郵送しております。

資料10は、前回の計画策定時のアンケート調査票になります。障害のある人向け、障害者団体向け、事業者向け、市民向けの4種類になります。令和4年上期の専門部会では、資料9の現在の障害者計画を見ながら、資料10のアンケート内容の検討をしていただきます。

(会長)

事務局から説明がありましたが、質問の時間は取りませんが、改めてこれについては、ぜひじっくりとお目通しいただきたいと思います。全部を理解するというよりもそれぞれの委員の皆さんの問題関心、問題意識でもって引きつけながら、お目通しいただいて、例えば、アンケートについて「項目を追加する必

要があるのではないか」というご意見ですとか、あるいは、「前回の障害者計画からするとここが不十分なのではないか」とか、自由闊達な意見をいただいて進めていきたいと思います。

といいますのは、アンケート調査はとにかく出てしまったら終わりなのです。その後でアンケートの修正はできませんので、出るまでが勝負っていうところになります。

今の予定では10月末から11月にかけて対象者の抽出とか、調査票の送付というのが資料7の方に出ておりましたので、調査票作成も全体のスケジュールとか、委託する先とのスケジュールの問題がありますので、着実に進めていく必要があるので、次回の専門部会までに、お目通しいただければというふうに思います。

(会長)

その他、どなたかご質問や報告事項はありますか。今日の議事以外でも情報共有したいことがありましたら、出していただきたいと思います。

<意見なし>

(会長)

では、最後に「次第7 次回の開催日程について」です。事務局から説明をお願いします。

次第7 次回の開催日程について

(事務局)

スケジュールについて説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

協議会は、全体会を全4回開催します。資料4に記載あります日程で実施を検討しています。

なお、12月につきましては、障害者週間スペシャルイベントとしての開催を予定しています。

次回は、6月8日(水)午後5時から、本町暫定会議室を予約しています。相談支援部会は、本町暫定第1会議室、生涯発達支援部会は本町暫定第2会議室、社会参加・就労支援部会は本町暫定第3会議室となります。コロナの感染状況も踏まえて、Webの併用も考えています。

(会長)

確認ですが、6月8日水曜日午後5時から、三つの部会それぞれ部屋は違いますが、本庁暫定の方で行うということでございます。

そうしましたら、今日ご協議いただいた体制で、2年間、第8期の方を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。